



令和 8 年度 安全衛生

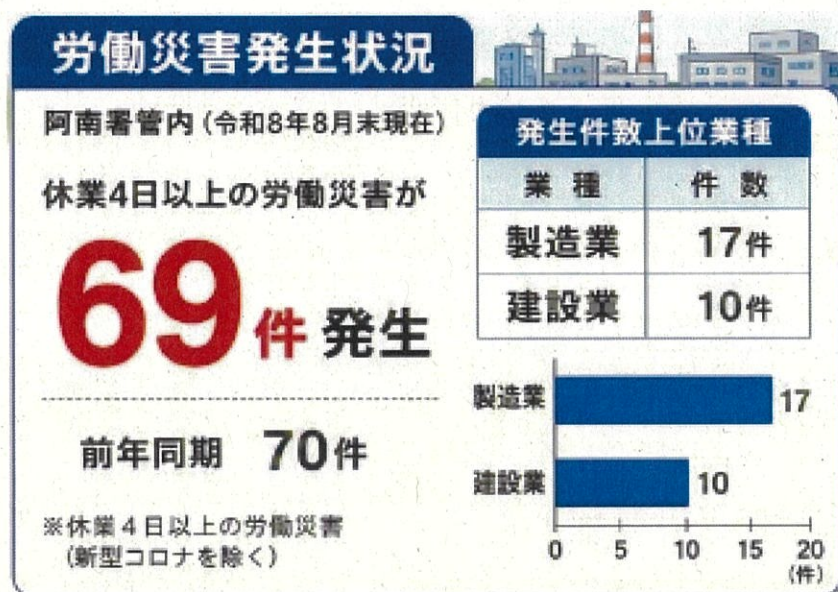
阿南労働基準監督署 R8.9

STOP！労働災害

「慣れ」と「油断」が事故を招く

一人ひとりの安全行動で無災害職場を実現しよう

阿南署管内(阿南市、那賀郡、海部郡)の労働災害発生状況



令和8年8月末現在、休業4日以上労働災害は69件(内死亡災害1件)発生しています。前年同期は70件であり、依然として高い水準で推移しています。

発生件数上位業種

- 製造業 17件
- 建設業 10件
- 保健衛生業 11件
- 商業 10件

阿南署管内 労働災害統計

新型コロナを除く発生件数

阿南労働基準監督署

令和8年8月分(R8.9.8集計)

(年別・業種別)(休業4日以上)

年業種		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 (8月末)	令和8年 (8月末)	対前年比
製造業	食料品製造業	13	19	6	9	15	8	4	-4
	木材木製品製造業	2	3	4	3	5	2	1	-1
	家具装備品製造業			4					
	化学工業	5	2	1	1	3	2	3	1
	金属製品製造業		4	3	1	1			
	一般機械器具製造業		2	1					
	上記以外の製造業	10	16 (1)	8	7	10	5	9	4
計		30	46 (1)	27	21	34	17	17	
建設業	土木工事業	9 (1)	12	7	15	12 (1)	7	7 (1)	
	建築工事業	4	9 (1)	7	4	8	4	2	-2
	その他の建設業	9	4 (1)	6	1	9	5	1	-4
計		22 (1)	27 (2)	20	20	29 (1)	16	10 (1)	-6
運輸交通業	道路貨物運送業	3	6	5	4	3	3	2	-1
	上記以外の運輸交通業				1	1	1 (1)	1 (1)	-1
計		3	6	6	5	4 (1)	4 (1)	2	-2
林業		7	14	11	7	7 (1)	5 (1)	8	3
商業 (内 小売業 内数)		6 (5)	11 (11)	11 (11)	15 (12)	12 (10)	3 (3)	10 (6)	7 3
金融広告業		1	3		1	3	1		-1
保健衛生業 (内 社会福祉施設 内数)		12 (10)	10 (7)	7 (5)	8 (5)	10 (6)	8 (5)	11 (9)	3 4
接客娯楽業		6	6	2	2	7	5	2	-3
清掃・と畜業		9	3	2	6	8	2	3	1
上記以外の事業 (内 通信業 内数) (内 教育研究 内数)		19 (7)	11 (3)	9 (5)	6 (3)	15 (5) (2)	9 (2) (2)	6	-3 -2 -2
合 計		115 (2)	137 (3)	95	91	129 (3)	70 (2)	69 (1)	-1 - (1)
→コロナ件数		4	106	28	9	4	3		-3

()内は、内数で死亡者数

行動災害の発生事例

事例 オフィス内で、段差や障害物がないにもかかわらず
つまずいて転倒



原因 加齢による視力・注意力の低下など、
個人の身体機能が
要因となる場合があります。

事例 作業場や通路に放置された物品に
つまずいて転倒



原因 整理整頓の不十分さにより、
足元の安全が
確保されていないことが
事故につながります。

事例 介護事業場において、
利用者の移乗や体位変換時に
腰部を負傷



原因 無理な姿勢や
瞬間的な負荷がかかることで、
腰痛などの災害が発生します。

事例 荷物を載せた台車を押す際に
強い力を加え、
腰痛を発症



原因 重量物の取り扱いや
操作方法が適切でない場合、
身体への負担が大きくなります。

！ 行動災害発生要因は1つじゃない

多くの労災に共通している点でもあります。特に行動災害の発生は1つの要因ではなく、複数(特に3つ以上)が関係している場合が多くあるとともに、その要因を本人も認識できていない場合も少なくありません。

例えば、転倒した要因は段差があったということだけではなく、目の悪い人が眼鏡をかけずに、うす暗い場所を、大きめな荷物を持ちながら、他の人と歩いているときに、運動不足も影響し段差につまずいてしまった。このように、1つ1つのリスクは小さくても重ね合わせることで、リスクが増大し、何気ないところで、転倒につながる場合もあります。できるだけ、複数のことを同時に行わず、リスクを減らしていく取り組みが求められるのです。